

2021年11月11日

## ＜石川＞野々市市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との SDGsの推進に係る連携協定の締結について

野々市市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

野々市市（市長 栗 貴章）と北陸電力株式会社（執行役員 石川支店長 東田 隆一）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 石川支社長 木村 博喜）は、本日、SDGsの推進に係る連携協定を締結いたしました。

本協定は、野々市市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互の緊密な連携と協力により、SDGsの推進に資する取組みを実施するとともに、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心なまちづくりに関すること
3. 市民協働のまちづくりに関すること
4. みんなが働きやすい環境づくりに関すること
5. その他、連携協力に関すること

＜別紙1＞ SDGsの推進に係る連携協定の締結内容（概要）

＜別紙2＞ SDGsの推進に係る連携協定書

### 【お問い合わせ】

野々市市：企画振興部企画課

（電話）076-227-6110

北陸電力：石川支店総務部総務チーム

（電話）076-233-8877

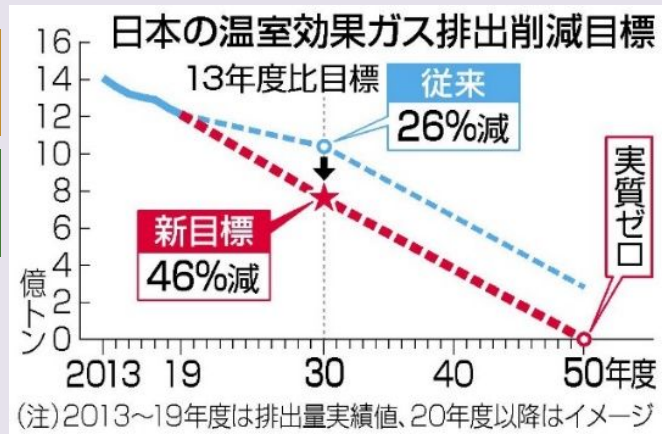
# 野々市市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との「持続可能な開発目標（SDGs）の推進に係る連携協定」における連携事項

野々市市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「持続可能な開発目標（SDGs）の推進に係る連携協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の5つの連携事項について検討・推進してまいります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

## 1. 環境・エネルギーに関すること

- カーボンニュートラルに向けた取り組みの推進
- 再生可能エネルギーの利活用推進



太陽光発電

## 3. 市民協働のまちづくりに関すること

- まちづくり活動の支援
- 文化財の保護
- 学校教育・生涯学習の充実
- スポーツ活動の充実



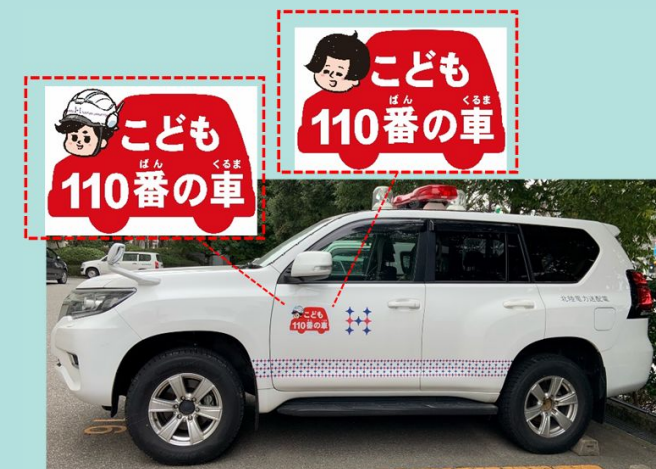
学校への出前授業



文化財の電気設備点検

## 2. 安全・安心なまちづくりに関すること

- 情報連絡や防災訓練における相互連携など地域防災に関する対応
- 災害発生時の電力確保のための相互連携
- 子供や高齢者の見守り活動への協力



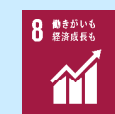
子ども110番の車（見守り活動）



配電線への高圧発電機車接続

## 4. みんなが働きやすい環境づくりに関すること

- 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進
- にぎわいづくりの創出



各種セミナーの開催

## 5. その他、連携協力に関すること



- 上記取り組みを含む、普及促進・啓発

## 持続可能な開発目標（SDGs）の推進に係る連携協定書

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月11日

野々市市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の推進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙が相互の緊密な連携と協力により、SDGsの推進に資する取組みを実施するとともに、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲、乙および丙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 安全・安心なまちづくりに関すること
- （3） 市民協働のまちづくりに関すること
- （4） みんなが働きやすい環境づくりに関すること
- （5） その他前条の目的を達成するための連携協力に関すること

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

## （守秘義務）

第4条 甲、乙および丙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲、乙および丙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

## （協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙および丙が協議し、決定するものとする。

甲 石川県野々市市三納1丁目1番地  
野々市市長

栗 貴章 (自署)

乙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地  
北陸電力株式会社  
執行役員 石川支店長

東田 隆一 (自署)

丙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 石川支社長

木村 博喜 (自署)